

あなたの国民年金

パート4

遺族基礎年金

………働き手を亡くした
母子または遺児に
支給されます………

遺族基礎年金を受けるには、死亡した方が
下記のいずれかに該当したとき

- ① 保険料を納めた期間が（免除期間を含む）加入期間の3分の2以上あること。
- ② 老齢基礎年金を受けられる（原則として25年）資格があること。
- ③ 特例として
昭和71年4月1日以前に死亡した場合は、最近の一年間に保険料の納め忘れがないこと。

年金額は

母子の受ける遺族基礎年金

子供が1人いる妻	815,300円
子供が2人いる妻	1,003,400円
子供が3人いる妻	1,066,100円

父母を亡くした子の受ける遺族基礎年金

1人のとき	627,200円
2人のとき	815,300円
3人のとき	878,000円

いつまで受給できるか

死亡した翌月から、子供が18歳になるまでの期間、子供が障害者の場合は、子供が20歳になるまで。

くわしいことは、役場住民福祉課年金係☎84-1211
へお問い合わせください。

——しあわせも いつしょにかける 国民年金——



納めていて よかつた!!

B子さんは、自営業を営む夫（42歳）をガンで亡くしました。遺族基礎年金の手続きに役場へ来ました。B子さんは38歳、子供は13歳・9歳・5歳の3人でした。



B子さんの夫の国民年金の記録を見ると、厚生年金期間が3年、国民年金が19年、合計22年保険料は納付済でした。

B子さんの遺族年金は基本の627,200円に、子供の加算が438,900円（1人目188,100円+2人目188,100円+3人目62,700円）合計1,066,100円になりました。

B子さんは「苦しい生活の中から国民年金を納めていてよかつた」としみじみ語ってありました。

ご存知ですか？

サラリーマンの奥さん

サラリーマンに扶養されている奥さんは、保険料を個別に納めなくても、将来年金を受給できるようになりました。

夫の給料から妻の保険料が天引きされるわけではありません。夫の加入する年金制度全体として負担するしくみです。そのためには、届出が必要です。7月31日までに申し出ないと、未納としてあつかわれる場合があります。今一度お確かめください。

姉妹町＝松田町へのバスツアー

5月号の広報やチラシ、有線などでお知らせしたバスツアーの宿泊地が、都合により熱海市「ホテル静観荘」から伊東市「ホテル川良」に変わりました。これに伴ない、コースなども多少変更になります

ので、あらかじめご了承ください。

なお、バスツアーについてのお問い合わせは、役場企画財政課企画係でお受けしています。

☎841211 内線124

